

**「函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）」に対する
パブリックコメント（意見公募）手続の実施について**

本市では、旅館業施設における衛生の維持を図るため、旅館業法に基づき「函館市旅館業法施行条例」により営業者が講ずべき措置の基準を定め、旅館業施設に対する助言・指導を行っています。

これまで簡易宿所営業の施設に対し、玄関帳場等を有することとしてきましたが、ICTの活用等によりセキュリティ面や本人確認の機能が代替できることや、現下の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえると、宿泊施設においても一層非接触・非対面の取組みの促進が求められていることから、本市における関係条例の改正の要否について検討をすすめてきたところです。

その結果、希望する事業者がICT設備により玄関帳場等を代替できるよう改正が必要であるとの結論に至ったことから、その改正案について、意見提出手続を行うこととしました。

※簡易宿所営業： 宿泊する場所を多数人で共有する構造および設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

【意見を提出できる方】

- 函館市内に住所を有する方
- 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- 市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- 市内に存する学校に在学する方
- パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人および法人その他の団体

【パブリックコメント（意見公募）手続】

- (1) 募集期間： 令和2年11月27日(金)から
令和2年12月28日(月)（17時30分 必着）まで
- (2) 提出方法： 所定の様式に、ご意見・住所・氏名（法人の場合は法人名と代表者名）を明記し、持参・郵送・FAXまたは電子メールで提出してください。
(※ 電話での受付はいたしませんので、ご了承ください)
- (3) お問い合わせ・提出先： 市立函館保健所生活衛生課環境衛生担当

〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号（函館市総合保健センター3階） 電話 32-1521 FAX 32-1505 Eメール hc-kankyoushou@city.hakodate.hokkaido.jp
--

【ご意見に対する回答等について】

- 提出いただいたご意見に対する回答は、ホームページなどで公表いたします。
(氏名等の公表は行いません。)
- 提出いただいたご意見に対し、個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。